

# 経営相談

# Q & A

## 消費税転嫁を円滑に進める「消費税転嫁対策特別措置法」の概要

Q

当社は食品関連の中小製造業です。平成26年4月1日の消費税率引上げ（5%⇒8%）が決定しましたが、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうか不安を感じています。私たちのような中小企業・小規模事業者を対象とした、消費税転嫁を円滑に進めるための法律が最近施行されたそうですが、概要について教えてください。

A

来年4月の消費税率引上げに際し、消費税を円滑かつ適正に転嫁（消費税分を上乗せすること）ができるかどうかは、事業者、とくに中小企業・小規模事業者の方々にとって最大の懸案事項の一つです。

このため、消費者や取引先への消費税の転嫁を円滑かつ適正に進めることを目的として、中小企業・小規模事業者が取引先に商品等を納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買いたたきなどにより消費税の転嫁を拒否することなどを禁止する等の対策を定めた「消費税転嫁対策特別措置法」が平成25年10月1日に施行されました。

この法律のポイントは次の4点です。

- ①大規模小売事業者等による消費税の転嫁拒否行為は禁止
- ②「消費税還元セール」といった宣伝や広告は禁止
- ③総額表示義務の特例によって、商品やサービスについて本体価格のみの表示も可能
- ④消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為が認められる

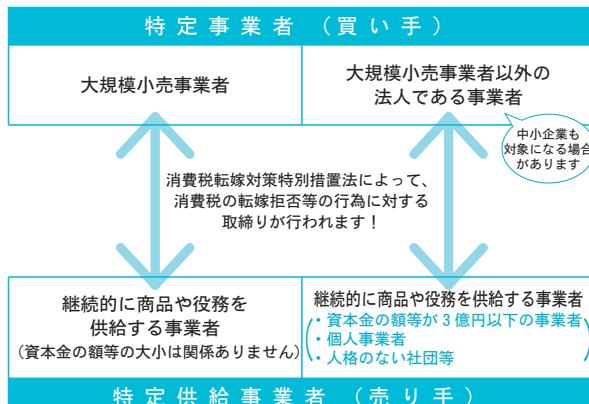
以下、各ポイントを解説します。

### 1. 消費税の転嫁拒否対策

具体的には、特定供給事業者（売り手）に対する「減額」（すでに取り決められた取引価格を後になって下げる）ことや「買いたたき」（通常支払われる対価よりも低く定めること）、「報復行為」

等が禁止されます。

#### このような事業者間の取引が対象となる



(注) 特定事業者 = 「転嫁拒否等をする側」、「買い手」  
特定供給事業者 = 「転嫁拒否等をされる側」、「売り手」

### 2. 「消費税還元セール」という表現はダメ

消費税は「最終的には消費者が負担し、事業者が納付する税金」です。消費者に消費税の負担について誤認されないようにするために、「消費税は転嫁しません」等の宣伝や広告は禁止されます。

また、納入業者に対する買いたたき、競合する小売事業者の転嫁を阻害することにつながらないようにすることも、狙いの一つです。

#### ●禁止される表示の具体例

- ・消費税は転嫁しません。
- ・消費税は当店が負担しています。
- ・当店は消費増税分を据え置いています。
- ・「消費税還元」「消費税還元セール」
- ・消費税率上昇分引きします。
- ・増税分は勉強させていただきます。
- ・消費税増税分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。

- ・消費増税分を後でキャッシュバックします。

### ●禁止されない表示の具体例

- ①消費税との関連がはっきりしないもの
  - ・「春の生活応援セール」
- ②たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけのもの
  - ・「3%値下げ」「3%還元」「3%ポイント還元」
- ③たまたま消費税率と一致するだけのもの
  - ・「8%値下げ」「8%還元セール」「8%ポイント進呈」

## 3. 値札の価格表示はどうすればいいのか？

消費者に対して商品・サービスを販売する場合（いわゆる小売段階）、あらかじめ価格を表示するときは、原則としては税込価格を表示しなければなりません。

しかし、この総額表示義務には特例が設けられており、お客さんに誤認されない表示であれば、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、税抜の価格表示も認められます。この特例を利用すれば、例えば値札を貼り替える負担を軽減することができます。この場合、誤認防止のために、消費者が商品等を選択する際に、表示価格が税抜価格であることを明瞭に認識できる方法で行う必要があるので注意してください。

## 4. 消費税の転嫁および表示の方法について足並みをそろえたい場合

「転嫁カルテル」および「表示カルテル」について独占禁止法の適用除外制度が設けられました。

「カルテル」とは複数の企業が話し合って取り決めをすることで、通常は独占禁止法で禁止されています。ただし、消費税率引上げに際しては、消費税の転嫁方法や表示方法の決定についてのカルテルが特別に認められることになりました。

### ①転嫁カルテル

一般的に中小事業者が市場における価格形成力が弱いことに配慮して、次の要件を備えた事業者

または事業者団体（○○協会、○○協議会、○○工業会、○○商店会といった業界団体など。また団体名がなくても、要件を満たすグループを集めて申請すれば受理される）に実施を認めています。

### ●転嫁カルテルが認められる事業者等

- ①共同行為が複数の事業者の間で行われる場合には、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であること
- ②共同行為が事業者団体で行われる場合には、構成事業者の3分の2以上が中小事業者であること。また、事業者団体の連合会で行われる場合には、傘下の事業者団体のそれぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者であること
- ③事業者と事業者団体が共同して行う場合、事業者団体同士が共同して行う場合には、それが上記①②の要件を満たしていること

### ②表示カルテル

全ての事業者・事業団体に認められます。消費税率引上げ後の価格の統一的な表示方法や、見積書・納品書等の消費税表示方法に関する様式等を、協議して取り決めることができます。

## 5. その他の参考情報

中小企業庁が、パンフレット「中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き」を作成しています。同庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2013/131008syouhizei.htm>）からPDFのダウンロードが可能です。

また経済産業省は、消費税の転嫁対策を目的として、省内及び各経済産業局等に「消費税転嫁対策室」を設置し、消費税の転嫁に係る取引上の悩み等について電話または直接面談での相談を受け付けています。近畿地区は「近畿経済産業局消費税転嫁対策室」（大阪市中央区大手前1丁目5番44号大阪合同庁舎1号館内・電話：06-6966-6038）が窓口となっています。

（吉村謙一）